

八王子市町会自治会連合会
横山北地区会長 様

都営長房アパート連絡協議会

大水害時に「都営長房団地集会所に避難」について

●はじめに

東京都と八王子市の間で、「水害時の緊急避難先として都営住宅共用部分及び住戸の使用に関する東京都との協定・覚書の締結について（通知）」が2020年（R2）10月2日に出されました。

その後、都営長房アパート連絡協議会として、市への質問書及び要望書を提出し話し合いも行ってきました。いつまでも長引かせことなく「緊急時の避難先を確保」すことを最優先とし、下記の通り「団地内の集会所を使用」することで一致しました。

1 緊急避難先として使用する前提について

★避難時の時間帯⇒原則として明るい時間帯に避難する（安全を優先）。

- ①避難先の自治会役員に一報入れる（横北地区役員名簿参照）。
- ②集会所の配置図と管理担当の自治会名の資料を参照する。
- ③車輛による避難は駐車場がないので厳禁する（但し送迎のみなら可）。
- ④ペットは可だが集会所の外周とする。
- ⑤避難は短時間を想定しているが、想定外のことはその場の役員で解決する。
- ⑥集会所が「停電中」であれば、避難先として不適當なので避難不可とする。

2 避難中の取り決め

- ①土足・喫煙・アルコール・大声・火気一切厳禁。
- ②集会所は日常の生活圏ではないので、食器類、飲料水など保管なし。
- ③毛布、座布団類の保管は集会所によって異なります。
- ④町会・自治会ごとに避難スペースの確保を考慮する。
- ⑤避難者間のトラブルは関与できないので警察に通報します。
- ⑥避難後、「ゴミ」はすべてお持ち帰り下さい。
- ⑦その他、共同生活に係ることについては常識の範囲で行動する。
- ⑧避難終了後は、各役員は後片付けを積極的に行う。
- ⑨避難者の名簿は必要に応じて作成する。
- ⑩外国人、障害者などの要配慮者の対策も必要。

以上